

仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考												
P2 第1部 第1章 第1節 風水害による被災を防ぐ	<p>4. 土砂災害から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 大雨の時は、大雨警報や土砂災害警戒情報に注意します。</p> <p>大雨警報は、大雨による土砂災害発生のおそれがあるときに、仙台管区气象台が発表します。また、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する防災情報で、テレビやラジオでも放送されるほか、宮城県や仙台管区气象台のホームページでも確認ができます。</p>	<p>4. 土砂災害から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 大雨の時は、大雨警報や土砂災害警戒情報に注意します。</p> <p>大雨警報（<u>土砂災害</u>）は、大雨による土砂災害発生のおそれがあるときに、仙台管区气象台が発表します。また、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する防災情報で、テレビやラジオでも放送されるほか、宮城県や仙台管区气象台のホームページでも確認ができます。</p>	記載の適正化												
P3 第1部 第1章 第1節 風水害による被災を防ぐ	<p>5. 竜巻などの激しい突風から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 竜巻注意情報が発表されたら、次のような空の変化（発達した積乱雲が近づく兆し）に注意します。</p> <p>ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる</p> <p>イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする</p> <p>ウ ひやっとした冷たい風が吹き出す</p> <p>エ 大粒の雨や「ひょう」が降り出す</p> <p>また、気象庁ホームページの竜巻発生確度ナウキャストや雷ナウキャスト、気象レーダー 画像で、竜巻の発生する可能性の高い領域や発達した雨雲の接近を確認します。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>5. 竜巻などの激しい突風から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 竜巻注意情報が発表されたら、次のような空の変化（発達した積乱雲が近づく兆し）に注意します。</p> <p>ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる</p> <p>イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする</p> <p>ウ ひやっとした冷たい風が吹き出す</p> <p>エ 大粒の雨や「ひょう」が降り出す</p> <p>また、気象庁ホームページの竜巻発生確度ナウキャストや雷ナウキャスト、<u>高解像度降水ナウキャスト</u>で、竜巻の発生する可能性の高い領域や発達した雨雲の接近を確認します。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	コンテンツの名称に修正												
P4 第1部 第1章 第2節 災害情報を入手する	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 災害情報等の広報内容</p> <p>市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生前</td> <td>①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、危険度分布、竜巻注意情報、特別警報等） ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区气象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、危険度分布、竜巻注意情報、特別警報等） ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区气象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など	(略)	(略)	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 災害情報等の広報内容</p> <p>市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生前</td> <td>①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、<u>主キクル</u>（危険度分布）、竜巻注意情報、特別警報等） ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区气象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、 <u>主キクル</u> （危険度分布）、竜巻注意情報、特別警報等） ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区气象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など	(略)	(略)	記載の適正化
時 期	内 容														
災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、危険度分布、竜巻注意情報、特別警報等） ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区气象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など														
(略)	(略)														
時 期	内 容														
災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、 <u>主キクル</u> （危険度分布）、竜巻注意情報、特別警報等） ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区气象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など														
(略)	(略)														

旧頁	旧	新	備考
<p>P9</p> <p>第1部 第1章 第3節 適切な避難 行動を行う</p>	<p>2. 風水害時の避難行動【市民・企業・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) 避難開始の時期</p> <p>ア 避難情報が、次により伝達されたとき</p> <p>① テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達や杜の都防災メール、緊急速報メールやホームページ、SNS（ツイッター）等のインターネットを通じた伝達</p> <p>② (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>2. 風水害時の避難行動【市民・企業・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) 避難開始の時期</p> <p>ア 避難情報が、次により伝達されたとき</p> <p>① テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達や杜の都防災メール、緊急速報メールやホームページ、SNS（ツイッター）等のインターネットを通じた伝達、<u>せんだい避難情報電話サービスによる固定電話を通じた伝達</u></p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p>	<p>せんだい避難情報電話サービスの追加</p>
<p>P14</p> <p>第1部 第1章 第4節 地域で組織的に活動する</p>	<p>1. 災害時の地域団体等の活動【市民・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) 情報収集・伝達活動 (中略)</p> <p>ア テレビ、ラジオ、緊急速報メール、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）、広報車等により、マスメディアや行政から発信された災害情報や避難情報を収集し、地域住民に周知します。</p> <p>イ ～ウ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>1. 災害時の地域団体等の活動【市民・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) 情報収集・伝達活動 (中略)</p> <p>ア テレビ、ラジオ、緊急速報メール、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）、<u>せんだい避難情報電話サービス</u>、広報車等により、マスメディアや行政から発信された災害情報や避難情報を収集し、地域住民に周知します。</p> <p>イ ～ウ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>せんだい避難情報電話サービスの追加</p>

旧頁	旧	新	備考																																														
P51 第1部 第2章 第4節 避難計画	<p>2. 避難情報の発令等〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 避難情報の区分及び発令基準</p> <p>災害対策基本法第56条及び第60条に基づく避難情報の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="373 457 1380 1713"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>高齢者等避難</th> <th>避難指示</th> <th>緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土砂</td> <td>発令基準</td> <td>宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合</td> <td>・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)</td> <td>・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・土砂災害の発生が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td>土砂災害警戒区域等</td> <td>※1 土砂災害警戒区域等 ※2 当該地域</td> <td>当該地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>発令基準</td> <td>・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</td> <td>・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</td> <td>・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td colspan="3">○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。</td> </tr> </tbody> </table>			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・土砂災害の発生が確認された場合	対象地域	土砂災害警戒区域等	※1 土砂災害警戒区域等 ※2 当該地域	当該地域	洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合	対象地域	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。			<p>2. 避難情報の発令等〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 避難情報の区分及び発令基準</p> <p>災害対策基本法第56条及び第60条に基づく避難情報の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1525 457 2531 1713"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>高齢者等避難</th> <th>避難指示</th> <th>緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土砂</td> <td>発令基準</td> <td>宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合</td> <td>・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)</td> <td>・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化するなど、緊急に安全確保を要すると認めるとき ・土砂災害の発生が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td>土砂災害警戒区域等</td> <td>※1 土砂災害警戒区域等 ※2 当該地域</td> <td>当該地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水 (洪水予報河川・水位周知河川等)</td> <td>発令基準</td> <td>・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</td> <td>・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</td> <td>・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td colspan="3">○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。</td> </tr> </tbody> </table>			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化するなど、緊急に安全確保を要すると認めるとき ・土砂災害の発生が確認された場合	対象地域	土砂災害警戒区域等	※1 土砂災害警戒区域等 ※2 当該地域	当該地域	洪水 (洪水予報河川・水位周知河川等)	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合	対象地域	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。			<p>記載の適正化</p> <p>中小河川における発令基準追加に伴う修正</p>
		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																																													
土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・土砂災害の発生が確認された場合																																													
	対象地域	土砂災害警戒区域等	※1 土砂災害警戒区域等 ※2 当該地域	当該地域																																													
洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合																																													
	対象地域	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。																																															
		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																																													
土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化するなど、緊急に安全確保を要すると認めるとき ・土砂災害の発生が確認された場合																																													
	対象地域	土砂災害警戒区域等	※1 土砂災害警戒区域等 ※2 当該地域	当該地域																																													
洪水 (洪水予報河川・水位周知河川等)	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合																																													
	対象地域	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。																																															

旧頁	旧				新				備考			
P51 第1部 第2章 第4節 避難計画	防災重点ため池(※3)の決壊	発令基準	水位が設計洪水水位(※4)に達した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が設計洪水水位(※4)を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合(水位計が設置されていない場合の暫定基準) 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体(土手)決壊のおそれがある場合 ・氾濫の発生が確認された場合 	洪水(その他河川〔中小河川〕)	発令基準	-	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>浸透・侵食による堤防の変状が発見され、かつ洪水キキクル(気象庁ホームページ洪水警報の危険度分布)でうす紫が表示されている場合</u> ・<u>浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合。(危機管理型水位計が設置されている場合に限る。)</u> ・<u>異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。</u> ・<u>その他氾濫の発生が確認された場合。</u> 	中小河川における発令基準の追加	
		対象地域	○ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。				対象地域	-	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。			
	早期発令(※5)	発令基準	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれが高まった場合	-		洪水(ダム下流)	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ダム管理者より、緊急放流(異常洪水時防災操作)等を行う可能性に関する通知を受けた場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ダム管理者より、緊急放流(異常洪水時防災操作)等を行う事前通知を受けた場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ダム管理者より、緊急放流(異常洪水時防災操作)開始等の通知を受けた場合</u> 	ダムの緊急放流に伴う発令対象地域の修正
		対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等 ・洪水浸水想定区域(水防法第14条) ・ハザードマップで示された浸水範囲(防災重点ため池) 		-	対象地域		○ダム管理者が示すダム下流洪水浸水想定図を基本とする。				
	防災重点ため池(※3)の決壊	発令基準	水位が設計洪水水位(※4)に達した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が設計洪水水位(※4)を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合(水位計が設置されていない場合の暫定基準) 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体(土手)決壊のおそれがある場合 ・氾濫の発生が確認された場合 	防災重点ため池(※3)の決壊	発令基準	水位が設計洪水水位(※4)に達した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が設計洪水水位(※4)を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合(水位計が設置されていない場合の暫定基準) 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体(土手)決壊のおそれがある場合 ・氾濫の発生が確認された場合 		
		対象地域	○ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。				対象地域	○ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。				

旧頁	旧			新				備考						
P51 第1部 第2章 第4節 避難計画	その他	発令基準	・ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う可能性に関する通知を受けた場合 ・予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	・ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う事前通知を受けた場合 ・次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等	・ダム管理者より、異常洪水時防災操作開始等の通知を受けた場合 ・災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき	当該地域	当該地域	当該地域	早期発令(※5)	発令基準	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれが高まった場合	-	
対象地域			・土砂災害警戒区域等 ・洪水浸水想定区域(水防法第14条) ・ハザードマップで示された浸水範囲(防災重点ため池)	-	その他	発令基準	予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等		災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき		対象地域	当該地域	当該地域
(2) (略) (3) 避難情報の伝達 (中略) ア 高齢者等避難発令時の伝達手段 ①～② (略) ③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS(ツイッター)等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS(ツイッター)」等により高齢者等避難発令の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。	(2) (略) (3) 避難情報の伝達 (中略) ア 高齢者等避難発令時の伝達手段 ①～② (略) ③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS(ツイッター)、 <u>せんだい避難情報電話サービス</u> 等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS(ツイッター)」「 <u>せんだい避難情報電話サービス</u> 」等により高齢者等避難発令の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。	せんだい避難情報電話サービスの追加												

旧頁	旧	新	備考												
<p>災害情報の収集伝達計画</p>	<p>仙台管区気象台</p> <p>消防庁 → 消防局 消防本部 (消防指令センター) → 消防署所 (消防車) / 消防団 (消防車・警鐘・サイレン) / 航空隊 (ヘリコプター)</p> <p>宮城県危機対策課 → 消防局 消防本部 (消防指令センター)</p> <p>宮城県警察本部 → 警察署 → 危機管理局 → 各局 / 各区 (広報車等)</p> <p>NTT東日本(株) (警報のみ) → 危機管理局 → 各局 / 各区 (広報車等)</p> <p>NHK仙台放送局 → 報道機関 (テレビ・ラジオ・新聞)</p> <p>東北管区警察局</p> <p>東北地方整備局</p> <p>第二管区海上保安本部 → 宮城海上保安部 → 関係船舶</p> <p>防災関係機関等: 東北運輸局, 陸上自衛隊東北方面総監部, 東日本旅客鉄道株式会社, 東北電力株式会社, 宮城県警察交通規制課交通管制センター, 仙台市交通局</p> <p>市民・事業所等</p> <p>災害情報提供システム (ホームページ・電子メール) / ツイッター・HP</p>	<p>気象庁本庁又は仙台管区気象台</p> <p>消防庁 → 消防局 消防本部 (消防指令センター) → 消防署所 (消防車) / 消防団 (消防車・警鐘・サイレン) / 航空隊 (ヘリコプター)</p> <p>宮城県復興・危機管理総務課 → 消防局 消防本部 (消防指令センター)</p> <p>宮城県警察本部 ※ → 警察署 → 危機管理局 → 各局 / 各区 (広報車等)</p> <p>東日本電信電話株式会社 → 危機管理局 → 各局 / 各区 (広報車等)</p> <p>日本放送協会仙台放送局 → 報道機関 (テレビ・ラジオ・新聞等)</p> <p>報道機関</p> <p>東北地方整備局 → 各事務所</p> <p>第二管区海上保安本部 → 宮城海上保安部 → 関係船舶</p> <p>防災関係機関等: 陸上自衛隊東北方面総監部, 東北管区警察局, 東北運輸局, 東日本旅客鉄道株式会社, 東北電力株式会社</p> <p>市民・事業所等</p> <p>災害情報提供システム (ホームページ・電子メール) / ツイッター・ホームページ</p>	<p>最新の情報に更新</p> <p>記載の適正化</p>												
<p>P73 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画</p>	<p>3. 指定河川洪水予報 (中略)</p> <p>(1) 指定河川洪水予報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	<p>3. 指定河川洪水予報 (中略)</p> <p>(1) 指定河川洪水予報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	<p>警戒レベル5緊急安全確保の基準に整合</p>
種類	標題	概要													
洪水警報	氾濫発生情報	予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。													
種類	標題	概要													
洪水警報	氾濫発生情報	予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。													

旧頁	旧			新			備考
P73 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画		氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に <u>対する</u> 対応を求める段階であり、避難 <u>情報</u> の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に <u>到達</u> したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <u>への</u> 対応を求める段階であり、避難 <u>指示</u> の発令の判断の参考とする。 <u>危険な場所からの</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	記載の適正化
洪水注意報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、 <u>避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき</u> に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に <u>到達</u> すると見込まれるとき、避難判断水位に <u>到達</u> し更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u> に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等 <u>は危険な場所から</u> の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		
	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の <u>状態</u> が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>避難に備え</u> ハザードマップ等により災害リスク等を再確認する <u>など</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の <u>状況</u> が継続しているとき、避難判断水位に <u>到達</u> したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>ハザードマップによる</u> 災害リスク再確認、 <u>避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		
P76 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画	7. 土砂災害警戒情報 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」第27条に基づき、宮城県知事が周知を行う土砂災害警戒情報の区域は次のとおりである。 なお、伝達系統は第7節2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報に定めるところによる。 (1) 土砂災害警戒情報の概要 <u>宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、</u> 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市町村長の避難 <u>情報</u> の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市は東西に分割した地域）を特定して警戒 <u>を</u> 呼びかける情報である。なお、 <u>これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)			7. 土砂災害警戒情報 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」第27条に基づき、宮城県知事が <u>仙台市長に通知するとともに、住民に</u> 周知を行う土砂災害警戒情報の区域は次のとおりである。 なお、伝達系統は第7節2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報に定めるところによる。 (1) 土砂災害警戒情報の概要 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市町村長の避難 <u>指示</u> の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市は東西に分割した地域）を特定して警戒 <u>が</u> 呼びかけられる情報で、 <u>宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。</u> なお、 <u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。</u> <u>危険な場所からの</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)			土砂災害防止法第27条の条文に合わせた文言の修正 記載の適正化
P90 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画	3. ヘリコプターによる救助・救急搬送 (1) (略) (2) 広域航空消防応援要請 ヘリコプターによる人命救助や救急搬送、資機材搬送等に応援が必要な場合は、宮城県広域航空消防応援協定（ <u>平成4年4月1日</u> 締結）、東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援			3. ヘリコプターによる救助・救急搬送 (1) (略) (2) 広域航空消防応援要請 ヘリコプターによる人命救助や救急搬送、資機材搬送等に応援が必要な場合は、宮城県広域航空消防応援協定（ <u>平成31年4月1日</u> 締結）、東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援			協定の再締結に伴う修正

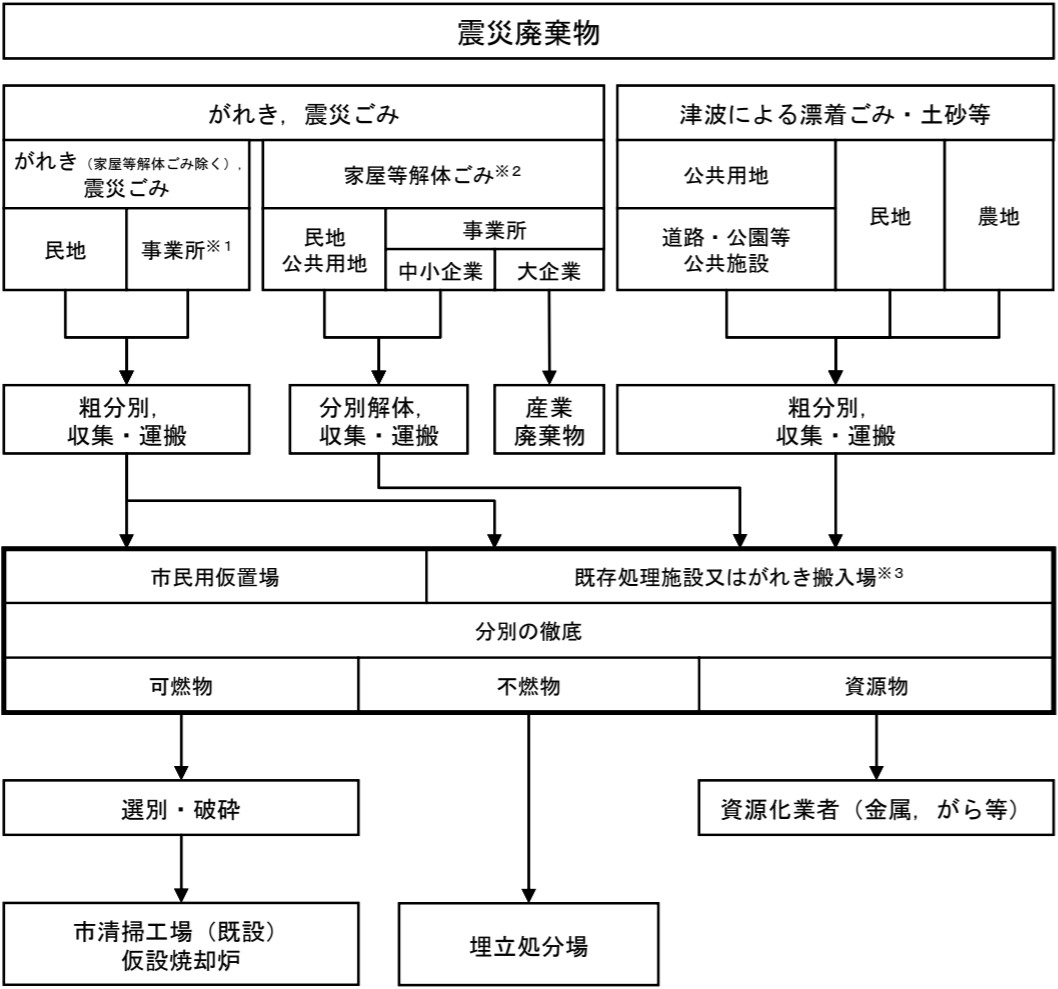
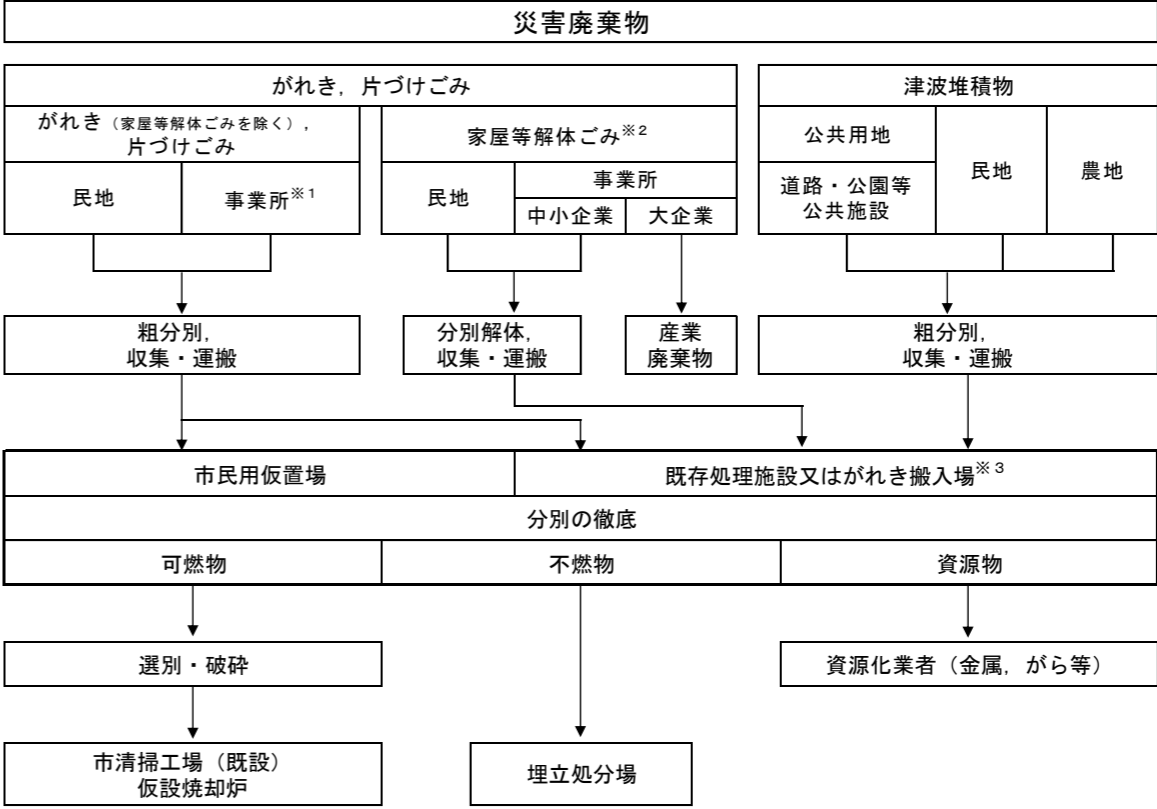
旧頁	旧	新	備考																				
画	<p>協定（平成 8 年 1 月 22 日施行）、緊急消防援助隊運用要綱(平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号)及び大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 61 年 5 月 30 日消防救第 61 号）により出動要請を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>援協定（平成 8 年 1 月 22 日施行）、緊急消防援助隊運用要綱(平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号)及び大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 61 年 5 月 30 日消防救第 61 号）により出動要請を行う。</p> <p>(以下略)</p>																					
<p>P103 第 1 部 第 2 章 第 11 節 消防活動計 画</p>	<p>3. 消防活動 消防活動は、人命救助を第一とし、消火の活動は延焼防止を主眼とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 消防隊等の応援要請</p> <p>ア 消防局長は、本市の消防力では対応が困難と判断した場合、宮城県広域消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。</p> <p>イ 消防局長は、本市の消防力及び県内の消防応援では十分な対応が困難と判断した場合、緊急消防援助隊の応援を要請する。</p> <p>ウ 消防局長は、調整本部が設置された場合には、指揮支援部隊長等を職員から指名して派遣するものとする。なお、指揮支援部隊長を派遣することができない場合は、消防庁並びに調整本部にその旨を通報する。</p> <p>(資料 7-3「緊急消防援助隊受援体制」参照)</p>	<p>3. 消防活動 消防活動は、人命救助を第一とし、消火の活動は延焼防止を主眼とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 消防隊等の応援要請</p> <p>ア 消防局長は、本市の消防力では対応が困難と判断した場合、宮城県広域消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。</p> <p>イ 消防局長は、本市の消防力及び県内の消防応援では十分な対応が困難と判断した場合、緊急消防援助隊の応援を要請する。</p> <p>(資料 7-3「緊急消防援助隊受援体制」参照)</p>	<p>地震・津波災害 対策編と整合を 図るため削除</p>																				
<p>P105 第 1 部 第 2 章 第 12 節 避難所運営 計画</p>	<p>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ〔各部、区本部〕 (中略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難所の開設 (中略)</p> <p>〈避難所開設基準〉</p> <table border="1" data-bbox="329 1409 1427 1843"> <thead> <tr> <th>基 準</th> <th>開 設 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①河川の水位情報及び土砂災害発生の危険度により避難情報を発令する場合</td> <td>市災害対策本部 又は 市災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難情報を発令する場合</td> <td>区災害対策本部 又は 区災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>③施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認める場合</td> <td>区災害対策本部 又は 区災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>④必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認める場合</td> <td>区災害対策本部 又は 区災害警戒本部</td> </tr> </tbody> </table>	基 準	開 設 者	①河川の水位情報及び土砂災害発生の危険度により避難情報を発令する場合	市災害対策本部 又は 市災害警戒本部	②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難情報を発令する場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部	③施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部	④必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部	<p>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ〔各部、区本部〕 (中略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難所の開設 (中略)</p> <p>〈避難所開設基準〉</p> <table border="1" data-bbox="1481 1409 2579 1843"> <thead> <tr> <th>基 準</th> <th>開 設 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①河川の水位情報や洪水発生の危険度及び土砂災害発生の危険度により避難情報を発令する場合</td> <td>市災害対策本部 又は 市災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難情報を発令する場合</td> <td>区災害対策本部 又は 区災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>③施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認める場合</td> <td>区災害対策本部 又は 区災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>④必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認める場合</td> <td>区災害対策本部 又は 区災害警戒本部</td> </tr> </tbody> </table>	基 準	開 設 者	①河川の水位情報や洪水発生の危険度及び土砂災害発生の危険度により避難情報を発令する場合	市災害対策本部 又は 市災害警戒本部	②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難情報を発令する場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部	③施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部	④必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部	<p>中小河川におけ る発令基準追加 に伴う修正</p>
基 準	開 設 者																						
①河川の水位情報及び土砂災害発生の危険度により避難情報を発令する場合	市災害対策本部 又は 市災害警戒本部																						
②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難情報を発令する場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部																						
③施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部																						
④必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部																						
基 準	開 設 者																						
①河川の水位情報や洪水発生の危険度及び土砂災害発生の危険度により避難情報を発令する場合	市災害対策本部 又は 市災害警戒本部																						
②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難情報を発令する場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部																						
③施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部																						
④必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部																						

旧頁	旧	新	備考
P105 第1部 第2章 第12節 避難所運営計画	<p>○ 上記にかかわらず、避難所担当職員及び施設管理者は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。 (避難所担当職員：第2章第12節「避難所運営計画」第2項(6)、施設管理者：第2章第12節「避難所運営計画」第2項(7)参照)</p> <p>※指定避難所については、避難情報の発令時点において避難所を開設する。ただし、③、④の場合については、避難者の受け入れ時点において避難所を開設する。</p> <p>※①の場合において開設する避難所は、以下の資料を参照するものとする。 (資料6-16「避難情報発令に伴う災害種別開設避難所等一覧」参照)</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。</p> <p>※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」で定める。</p>	<p>○ 上記にかかわらず、避難所担当職員及び施設管理者は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。 (避難所担当職員：第2章第12節「避難所運営計画」第2項(6)、施設管理者：第2章第12節「避難所運営計画」第2項(7)参照)</p> <p>※指定避難所については、避難情報の発令時点において避難所を開設する。ただし、③、④の場合については、避難者の受け入れ時点において避難所を開設する。</p> <p>※①の場合において開設する避難所は、以下の資料を参照するものとする。 (資料6-16「避難情報発令に伴う災害種別開設避難所等一覧」参照)</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。</p> <p>※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」で定める。</p>	
P109 第1部 第2章 第12節 避難所運営計画	<p>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ 【各部、区本部】</p> <p>(中略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所担当職員の措置 ア～ウ (略)</p> <p>エ 避難所の空間配置 避難所の空間配置に当たっては、避難人員等の状況を把握するとともに、可能な限り地域ごとにスペースを設定するよう配慮する。</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p>	<p>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ 【各部、区本部】</p> <p>(中略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所担当職員の措置 ア～ウ (略)</p> <p>エ 避難所の空間配置 避難所の空間配置に当たっては、避難人員等の状況を把握するとともに、可能な限り地域ごとにスペースを設定するよう配慮する。<u>また、体調不良者を受け入れる専用スペースや、専用のトイレ、手洗い場等を確保するよう努める。</u></p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p>	感染症対策に関する記載の追記
P111 第1部 第2章 第12節 避難所運営計画	<p>3. 避難所運営 【関係各部、区本部】避難所担当職</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動 ア (略)</p> <p>イ 避難所運営で行う主な活動 以下の活動について、避難者の積極的な参加を促し、避難所運営委員会を中心に実施する。</p> <p>① (略)</p> <p>②避難所の空間配置(総務班) 避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住スペースや共有スペースの割り振りを行う。 居住スペースについては、可能な限り町内会等の地域のまとまりを生かすとともに、災害時要援護者に配慮した割り振りを行う。また、体調不良者を受け入れる専用スペースや、専用のトイレ、手洗い場等を確保するよう努める。 共有スペースについては、トイレ等必要性の高いものから確認・設置し、性別等によるニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努める。</p>	<p>3. 避難所運営 【関係各部、区本部】避難所担当職</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動 ア (略)</p> <p>イ 避難所運営で行う主な活動 以下の活動について、避難者の積極的な参加を促し、避難所運営委員会を中心に実施する。</p> <p>① (略)</p> <p>②避難所の空間配置(総務班) 避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住スペースや共有スペースの割り振りを行う。 居住スペースについては、可能な限り町内会等の地域のまとまりを生かすとともに、<u>感染症対策</u>や災害時要援護者に配慮した割り振りを行う。また、体調不良者を受け入れる専用スペースや、専用のトイレ、手洗い場等を確保するよう努める。 共有スペースについては、トイレ等必要性の高いものから確認・設置し、性別等によるニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努める。</p>	感染症対策の追記

旧頁	旧	新	備考																		
	③～⑪ (略) (6)～(8) (略)	③～⑪ (略) (6)～(8) (略)																			
P127 第1部 第2章 第15節 緊急輸送計画	<p>3. 道路交通の確保 [市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通行禁止等の実施 建設部、区本部は、災害により道路の破損その他の理由により通行が危険と判断したときは、通行禁止の措置をとるとともに警察その他の関係機関に通知する。</p> <p style="text-align: center;">＜通行制限、交通規制の実施者と根拠法＞</p> <table border="1" data-bbox="311 646 1445 793"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>範囲</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合</td> <td>道路交通法第6条第4項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 道路啓開等の実施 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 略</p> <p>イ 宮城県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会指定緊急輸送道路 災害発生時の救急、消防、緊急物資・道路復旧資機材の搬出入のため、必要最小限通行を確保する県域でのネットワーク構成路線及び災害復旧活動の支援等に用いる河川敷道路。優先順位は以下のとおり。 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する。 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と市・区役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害拠点病院、自衛隊等）を連絡する。 第3次緊急輸送道路 その他の防災・輸送拠点との連絡を図る。</p> <p>ウ 略</p> </div> <p>応急措置及び体制については、第17節「二次災害の防止」に定めるところによる。</p> <p>(4)～(5) 略</p>	実施責任者	範囲	根拠法	(略)	(略)	(略)	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法第6条第4項	<p>3. 道路交通の確保 [市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通行禁止等の実施 建設部、区本部は、災害により道路の破損その他の理由により通行が危険と判断したときは、通行禁止の措置をとるとともに警察その他の関係機関に通知する。</p> <p style="text-align: center;">＜通行制限、交通規制の実施者と根拠法＞</p> <table border="1" data-bbox="1469 646 2602 793"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>範囲</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合</td> <td>道路交通法第6条第4項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 道路啓開等の実施 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 略</p> <p>イ 宮城県道路防災情報連絡協議会指定緊急輸送道路 <u>災害時における救急医療、物資供給等の緊急的な輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路として指定する路線。優先順位は以下のとおり。</u> <u>第1次緊急輸送道路 第1次防災拠点及び隣接県を結ぶ主要道路</u> <u>※第1次防災拠点：地方公共団体（県庁及び県内7地方生活圏の中心都市）、空港、主要港湾、仙台駅、広域防災拠点、圏域防災拠点</u> <u>第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路</u> <u>※第2次防災拠点：地方公共団体（第1次以外）、警察、消防、指定地方行政機関、自衛隊、港湾（第1次以外）、地方公共機関、病院（災害拠点病院）、広域避難場所、物資拠点（ヘリポート、駅、郵便局、道の駅、集積所）</u> <u>第3次緊急輸送道路 第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路</u> <u>※第3次防災拠点：保健所、病院（第2次緊急医療施設）、物資拠点（駅（第2次以外））、地域物資・活動拠点</u></p> <p>ウ 略</p> </div> <p>応急措置及び体制については、第17節「二次災害の防止」に定めるところによる。</p> <p>(4)～(5) 略</p>	実施責任者	範囲	根拠法	(略)	(略)	(略)	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項	<p>根拠法に基づく記載の適正化</p> <p>地震・津波災害対策編と整合を図るため</p>
実施責任者	範囲	根拠法																			
(略)	(略)	(略)																			
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法第6条第4項																			
実施責任者	範囲	根拠法																			
(略)	(略)	(略)																			
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項																			

旧頁	旧	新	備考																								
P130 第1部 第2章 第15節 緊急輸送計画	5. 空路輸送〔消防部〕 (1)～(3) (略) (4) 空路輸送の拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定 (中略) <p style="text-align: center;">＜離着陸場一覧＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛行場</td> <td>仙台空港</td> <td>名取市下増田字南原</td> </tr> <tr> <td>飛行場外離着陸場</td> <td>泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉訓練場 スプリングバレー訓練場 県消防学校 仙台市消防局荒浜訓練場</td> <td>仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1 富谷市石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字菘蒲沼 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2</td> </tr> <tr> <td>飛行場外離着陸場適地</td> <td colspan="2">(資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 上記のほか、霞の目飛行場(陸上自衛隊)があり、非常時には管理者の許可を受けて使用することができる。</p> <p>※2 飛行場外離着陸場は、仙台消防ヘリコプター(仙台市消防局)の離着陸場として国土交通大臣の許可をとっており、平常時でも離着陸可能な場所を掲げた。</p> <p>※3 飛行場外離着陸場適地は、国土交通大臣の許可を受けていないが、緊急時の離着陸場適地として、あらかじめ仙台市消防局が選定した場所を掲げた。</p>	区 分	名 称	所 在 地	飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原	飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉訓練場 スプリングバレー訓練場 県消防学校 仙台市消防局荒浜訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1 富谷市石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字菘蒲沼 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2	飛行場外離着陸場適地	(資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照)		5. 空路輸送〔消防部〕 (1)～(3) (略) (4) 空路輸送の拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定 (中略) <p style="text-align: center;">＜離着陸場一覧＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛行場</td> <td>仙台空港</td> <td>名取市下増田字南原</td> </tr> <tr> <td>飛行場外離着陸場</td> <td>泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉訓練場 スプリングバレー訓練場 県消防学校 仙台市消防局荒浜訓練場</td> <td>仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1 富谷市石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字佐井利 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2</td> </tr> <tr> <td>飛行場外離着陸場適地</td> <td colspan="2">(資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 上記のほか、霞の目飛行場(陸上自衛隊)があり、非常時には管理者の許可を受けて使用することができる。</p> <p>※2 飛行場外離着陸場は、仙台消防ヘリコプター(仙台市消防局)の離着陸場として国土交通大臣の許可をとっており、平常時でも離着陸可能な場所を掲げた。</p> <p>※3 飛行場外離着陸場適地は、国土交通大臣の許可を受けていないが、緊急時の離着陸場適地として、あらかじめ仙台市消防局が選定した場所を掲げた。</p>	区 分	名 称	所 在 地	飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原	飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉訓練場 スプリングバレー訓練場 県消防学校 仙台市消防局荒浜訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1 富谷市石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字佐井利 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2	飛行場外離着陸場適地	(資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照)		離着率場の住所 表記の訂正
区 分	名 称	所 在 地																									
飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原																									
飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉訓練場 スプリングバレー訓練場 県消防学校 仙台市消防局荒浜訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1 富谷市石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字菘蒲沼 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2																									
飛行場外離着陸場適地	(資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照)																										
区 分	名 称	所 在 地																									
飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原																									
飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉訓練場 スプリングバレー訓練場 県消防学校 仙台市消防局荒浜訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1 富谷市石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字佐井利 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2																									
飛行場外離着陸場適地	(資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照)																										
P133 第1部 第2章 第16節 廃棄物処理計画	<p style="text-align: center;">第16節 廃棄物処理計画</p> <p style="text-align: center;">〔環境部〕</p> <p>本節では、大雨、洪水、暴風等による災害に伴い発生した災害等廃棄物の処理について定める。</p> <p>なお、大規模な震災の発生を想定して策定した関連計画・要領等については、大雨、洪水、暴風等による災害が発生した場合の対応にも必要に応じて適宜準用するものとする。</p> <p>また、本市域の一部又は全部が、災害対策基本法第86条の5に基づく廃棄物処理特例地域として指定された場合は、災害等廃棄物の迅速な処理を行うため、国等と連携のうえ、迅速かつ効率的な対応を図るよう努めるものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 一般廃棄物の収集運搬〔環境部〕</p> <p>(1) 生活ごみの収集処理</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 処理方法等</p> <p>廃棄物処理施設においては、災害発生直後に施設の被害状況を調査し、必要な緊急措置を講じる。また、施設の被害状況、応急措置の内容については、速やかに環境部施設班へ</p>	<p style="text-align: center;">第16節 廃棄物処理計画</p> <p style="text-align: center;">〔環境部〕</p> <p>本節では、大雨、洪水、暴風等による災害に伴い発生した災害廃棄物等の処理について定める。</p> <p>なお、大規模な震災の発生を想定して策定した関連計画・要領等については、大雨、洪水、暴風等による災害が発生した場合の対応にも必要に応じて適宜準用するものとする。</p> <p>また、本市域の一部又は全部が、災害対策基本法第86条の5に基づく廃棄物処理特例地域として指定された場合は、災害廃棄物等の迅速な処理を行うため、国等と連携のうえ、迅速かつ効率的な対応を図るよう努めるものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 一般廃棄物の収集運搬〔環境部〕</p> <p>(1) 生活ごみの収集処理</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 処理方法等</p> <p>廃棄物処理施設においては、災害発生直後に施設の被害状況を調査し、必要な緊急措置を講じる。また、施設の被害状況、応急措置の内容については、速やかに環境部施設班へ</p>	仙台市災害廃棄物処理計画と用語を統一するための修正																								

旧頁	旧	新	備考
<p>P135 第1部 第2章 第16節 廃棄物処理 計画</p>	<p>報告するとともに、施設班においては、被害状況を踏まえて、各種設備の仮復旧措置等早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。また、復旧後の災害等廃棄物の受入れに際しては、り災証明書等を活用した処理手数料の減免について検討する。 (資料9-8「一般廃棄物(ごみ)収集運搬委託業者一覧」参照) (資料9-9「一般廃棄物(ごみ)収集運搬車両一覧表」参照)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 災害等廃棄物の処理 【環境部】</p> <p>被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、発災後速やかに災害等廃棄物の発生量を推計するとともに、適正に処理する。</p> <p>なお、アスベスト含有有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い適正な処理を進める。</p> <p>各区本部等の協力により、<u>災害等廃棄物</u>の発生状況を把握し、<u>速やかに処理計画</u>を策定するとともに、計画に基づいた体制の整備を図る。</p>	<p>報告するとともに、施設班においては、被害状況を踏まえて、各種設備の仮復旧措置等早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。また、復旧後の災害廃棄物等の受入れに際しては、り災証明書等を活用した処理手数料の減免について検討する。 (資料9-8「一般廃棄物(ごみ)収集運搬委託業者一覧」参照) (資料9-9「一般廃棄物(ごみ)収集運搬車両一覧表」参照)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 災害等廃棄物の処理 【環境部】</p> <p>被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、発災後速やかに災害廃棄物等の発生量を推計するとともに、適正に処理する。</p> <p>なお、アスベスト含有有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い適正な処理を進める。</p> <p>各区本部等の協力により、<u>災害等廃棄物等</u>の発生状況を把握し、<u>災害廃棄物等の処理に関して必要な事項を定めた災害廃棄物処理実行計画</u>を策定するとともに、計画に基づいた体制の整備を図る。</p>	<p>仙台市災害廃棄物処理計画と用語を統一するための修正</p> <p>同上</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>P137 第1部 第2章 第16節 廃棄物処理 計画</p>	<p>(1) 災害等廃棄物処理 災害等廃棄物の処理に当たっては、地震・津波災害対策編に記載しているがれきの処理フロー図を準用しつつ、迅速かつ効率的な処理に努める。</p> <p style="text-align: center;">〈(参考)地震・津波災害対策編 がれき処理フロー図〉</p>  <p>(2) 災害等廃棄物の中間処理・再利用・最終処分 ア 災害等廃棄物の処理については、管理者、所有者が分別後、各処理施設に自ら搬入する。ただし、一時的に多大な量が発生した場合には、被災各地域に仮置場等を設置し処理を行う。 イ 災害等廃棄物の仮置場等としては、運搬ルート、避難場所等を考慮し、必要に応じて各区本部と協議の上、公園、埋立処分場等に設置する。 ウ 災害等廃棄物については、管理者、所有者が可能な限り分別し、再利用に努めるものとし、再利用が不可能なものについては、市の処理施設で焼却するなど、できるだけ減容化した上で埋立処分場等に搬入する。</p>	<p>(1) がれき等災害廃棄物の処理 <u>がれき等</u>の災害廃棄物の処理に当たっては、地震・津波災害対策編に記載しているがれきの処理フロー図を準用しつつ、迅速かつ効率的な処理に努める。</p> <p style="text-align: center;">〈(参考)地震・津波災害対策編 災害廃棄物処理フロー図〉</p>  <p>※1 大企業については一定の要件を満たすもののみを対象とする。 ※2 損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者がこれを実施することとなるが、家屋等の被害が甚大で、倒壊等による二次被害や生活環境の悪化が懸念される場合は、国の補助事業の範囲内で、市による損壊家屋等の解体・撤去を検討する。 ※3 災害の規模、災害廃棄物の発生量等に応じて、がれき搬入場・仮設焼却炉の設置を検討。</p> <p>(2) 災害等廃棄物等の中間処理・再利用・最終処分 ア 災害等廃棄物等の処理については、管理者、所有者が分別後、各処理施設に自ら搬入する。ただし、一時的に多大な量が発生した場合には、被災各地域に仮置場等を設置し処理を行う。 イ 災害等廃棄物等の仮置場等としては、運搬ルート、避難場所等を考慮し、必要に応じて各区本部と協議の上、公園、埋立処分場等に設置する。 ウ 災害等廃棄物等については、管理者、所有者が可能な限り分別し、再利用に努めるものとし、再利用が不可能なものについては、市の処理施設で焼却するなど、できるだけ減容化した上で埋立処分場等に搬入する。</p>	<p>仙台市災害廃棄物処理計画と用語を統一するための修正</p> <p>同上</p>

旧頁	旧	新	備考																																								
P138 第1部 第2章 第16節 廃棄物処理計画	<p>エ 自力での排出が困難な粗大ごみ等が発生した場合、災害の規模や状況に応じて、戸別収集の実施を検討する。</p> <p>(3) 災害等廃棄物の撤去</p> <p>ア 災害等廃棄物の撤去については、原則として管理者、所有者自らが行うこととするが、住民からの申入れに応じて、事業者の紹介を行う。</p> <p>イ 倒壊家屋等の解体・撤去が必要な場合は、原則として建物の所有者が行うこととするが、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく公費負担）の適用について、速やかに県、国と協議し、被害の程度に応じてなされた特別措置の適用がなされた場合にあっては、市が業者等にその解体処理を依頼する。</p> <p>(4) 民間企業との協力体制</p> <p>災害等廃棄物の処理に当たり、関係業界団体等に資機材の提供、人員の派遣等について、必要に応じて応援を求める。</p> <p>(5) アスベスト含有有害廃棄物の処理</p> <p>アスベスト含有有害廃棄物の処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月 環境省 水・大気環境局大気環境課）に従い適正に処理を進める。</p>	<p>エ 自力での排出が困難な粗大ごみ等が発生した場合、災害の規模や状況に応じて、戸別収集の実施を検討する。</p> <p>(3) 災害廃棄物等の撤去</p> <p>ア 災害等廃棄物等の撤去については、原則として管理者、所有者自らが行うこととするが、住民からの申入れに応じて、事業者の紹介を行う。</p> <p>イ 損壊家屋等の解体・撤去は、原則として建物の所有者が行うこととするが、<u>家屋等の被害が甚大で、倒壊等による二次被害や生活環境の悪化が懸念される場合は、国の補助事業の範囲内で、市による損壊家屋等の解体・撤去を検討する。</u></p> <p>(4) 民間企業との協力体制</p> <p>災害廃棄物等の処理に当たり、関係業界団体等に資機材の提供、人員の派遣等について、必要に応じて応援を求める。</p> <p>(5) アスベスト含有有害廃棄物の処理</p> <p>アスベスト含有有害廃棄物の処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省 水・大気環境局大気環境課）に従い適正に処理を進める。</p>	<p>仙台市災害廃棄物処理計画と用語・内容を統一するための修正</p> <p>最新の情報に更新</p>																																								
P139 第1部 第2章 第16節 廃棄物処理計画	<p>5. 業務執行体制〔各部〕</p> <p>仮置場等の設置及び運営管理、災害等廃棄物の撤去等が必要になった場合は、次の業務執行体制にて処理を進める。</p> <p style="text-align: center;"><業務執行体制></p> <p>(1) 仮置場等の造成及び運営管理</p> <table border="1" data-bbox="427 1289 1329 1430"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成に係る業務発注</td> <td>区本部等（施設所管課）</td> </tr> <tr> <td>各区との連絡調整、運営管理に係る業務発注</td> <td>環境部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 撤去・除去業務</p> <table border="1" data-bbox="427 1484 1329 1814"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人命検索に係る災害等廃棄物の撤去指揮</td> <td>消防部</td> </tr> <tr> <td>民地、事業所における災害等廃棄物の撤去業務発注</td> <td>環境部</td> </tr> <tr> <td>農地における災害等廃棄物の撤去業務発注</td> <td>経済部</td> </tr> <tr> <td>住宅の障害物の除去に係る申請受付</td> <td>財政部</td> </tr> <tr> <td>住宅の障害物の除去業務発注</td> <td>健康福祉部</td> </tr> <tr> <td>管理区域における災害等廃棄物の撤去業務発注</td> <td>施設管理者</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当部局	造成に係る業務発注	区本部等（施設所管課）	各区との連絡調整、運営管理に係る業務発注	環境部	業務内容	担当部局	人命検索に係る 災害等廃棄物 の撤去指揮	消防部	民地、事業所における 災害等廃棄物 の撤去業務発注	環境部	農地における 災害等廃棄物 の撤去業務発注	経済部	住宅の障害物の除去に係る申請受付	財政部	住宅の障害物の除去業務発注	健康福祉部	管理区域における 災害等廃棄物 の撤去業務発注	施設管理者	<p>5. 業務執行体制〔各部〕</p> <p>仮置場等の設置及び運営管理、災害廃棄物等の撤去等が必要になった場合は、次の業務執行体制にて処理を進める。</p> <p style="text-align: center;"><業務執行体制></p> <p>(1) 仮置場等の造成及び運営管理</p> <table border="1" data-bbox="1576 1289 2478 1430"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成に係る業務発注</td> <td>区本部等（施設所管課）</td> </tr> <tr> <td>各区との連絡調整、運営管理に係る業務発注</td> <td>環境部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 撤去・除去業務</p> <table border="1" data-bbox="1576 1484 2478 1814"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人命検索に係る災害廃棄物等の撤去指揮</td> <td>消防部</td> </tr> <tr> <td>民地、事業所における災害廃棄物等の撤去業務発注</td> <td>環境部</td> </tr> <tr> <td>農地における災害廃棄物等の撤去業務発注</td> <td>経済部</td> </tr> <tr> <td>住宅の障害物の除去に係る申請受付</td> <td>財政部</td> </tr> <tr> <td>住宅の障害物の除去業務発注</td> <td>健康福祉部</td> </tr> <tr> <td>管理区域における災害廃棄物等の撤去業務発注</td> <td>施設管理者</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当部局	造成に係る業務発注	区本部等（施設所管課）	各区との連絡調整、運営管理に係る業務発注	環境部	業務内容	担当部局	人命検索に係る 災害廃棄物等 の撤去指揮	消防部	民地、事業所における 災害廃棄物等 の撤去業務発注	環境部	農地における 災害廃棄物等 の撤去業務発注	経済部	住宅の障害物の除去に係る申請受付	財政部	住宅の障害物の除去業務発注	健康福祉部	管理区域における 災害廃棄物等 の撤去業務発注	施設管理者	<p>仙台市災害廃棄物処理計画と用語を統一するための修正</p>
業務内容	担当部局																																										
造成に係る業務発注	区本部等（施設所管課）																																										
各区との連絡調整、運営管理に係る業務発注	環境部																																										
業務内容	担当部局																																										
人命検索に係る 災害等廃棄物 の撤去指揮	消防部																																										
民地、事業所における 災害等廃棄物 の撤去業務発注	環境部																																										
農地における 災害等廃棄物 の撤去業務発注	経済部																																										
住宅の障害物の除去に係る申請受付	財政部																																										
住宅の障害物の除去業務発注	健康福祉部																																										
管理区域における 災害等廃棄物 の撤去業務発注	施設管理者																																										
業務内容	担当部局																																										
造成に係る業務発注	区本部等（施設所管課）																																										
各区との連絡調整、運営管理に係る業務発注	環境部																																										
業務内容	担当部局																																										
人命検索に係る 災害廃棄物等 の撤去指揮	消防部																																										
民地、事業所における 災害廃棄物等 の撤去業務発注	環境部																																										
農地における 災害廃棄物等 の撤去業務発注	経済部																																										
住宅の障害物の除去に係る申請受付	財政部																																										
住宅の障害物の除去業務発注	健康福祉部																																										
管理区域における 災害廃棄物等 の撤去業務発注	施設管理者																																										

旧頁	旧	新	備考																																																																																
P155 第1部 第2章 第20節 災害救助法 適用計画	4. 災害救助法の適用基準 (中略) (1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害 ア～オ (略) <table border="1" data-bbox="400 436 1436 919"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当条項</th> <th>施行令第1条 第1項第1号</th> <th>施行令第1条 第1項第2号</th> <th>施行令第1条 第1項第3号 前 段</th> </tr> <tr> <th>区域別</th> <th>人口</th> <th colspan="3">住家減失世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>2,333,899</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>仙台市</td> <td>1,082,159</td> <td>150</td> <td>75</td> <td rowspan="7">「多数」</td> </tr> <tr> <td>青葉区</td> <td>310,183</td> <td>150</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>宮城野区</td> <td>194,825</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>若林区</td> <td>133,498</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>太白区</td> <td>226,855</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>泉区</td> <td>216,798</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人口は平成27年10月1日国勢調査による。 ※2 「多数」とは、市町村の救護活動に任せられない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。</p>	該当条項		施行令第1条 第1項第1号	施行令第1条 第1項第2号	施行令第1条 第1項第3号 前 段	区域別	人口	住家減失世帯			宮城県	2,333,899	—	2,000	9,000	仙台市	1,082,159	150	75	「多数」	青葉区	310,183	150	75	宮城野区	194,825	100	50	若林区	133,498	100	50	太白区	226,855	100	50	泉区	216,798	100	50	4. 災害救助法の適用基準 (中略) (1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害 ア～オ (略) <table border="1" data-bbox="1552 436 2588 919"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当条項</th> <th>施行令第1条 第1項第1号</th> <th>施行令第1条 第1項第2号</th> <th>施行令第1条 第1項第3号 前 段</th> </tr> <tr> <th>区域別</th> <th>人口</th> <th colspan="3">住家減失世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>2,301,996</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>仙台市</td> <td>1,096,704</td> <td>150</td> <td>75</td> <td rowspan="7">「多数」</td> </tr> <tr> <td>青葉区</td> <td>311,590</td> <td>150</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>宮城野区</td> <td>196,732</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>若林区</td> <td>141,475</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>太白区</td> <td>234,758</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>泉区</td> <td>212,149</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人口は令和2年10月1日国勢調査による。 ※2 「多数」とは、市町村の救護活動に任せられない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。</p>	該当条項		施行令第1条 第1項第1号	施行令第1条 第1項第2号	施行令第1条 第1項第3号 前 段	区域別	人口	住家減失世帯			宮城県	2,301,996	—	2,000	9,000	仙台市	1,096,704	150	75	「多数」	青葉区	311,590	150	75	宮城野区	196,732	100	50	若林区	141,475	100	50	太白区	234,758	100	50	泉区	212,149	100	50	令和2年国勢調査による数値に更新
該当条項		施行令第1条 第1項第1号	施行令第1条 第1項第2号	施行令第1条 第1項第3号 前 段																																																																															
区域別	人口	住家減失世帯																																																																																	
宮城県	2,333,899	—	2,000	9,000																																																																															
仙台市	1,082,159	150	75	「多数」																																																																															
青葉区	310,183	150	75																																																																																
宮城野区	194,825	100	50																																																																																
若林区	133,498	100	50																																																																																
太白区	226,855	100	50																																																																																
泉区	216,798	100	50																																																																																
該当条項		施行令第1条 第1項第1号	施行令第1条 第1項第2号		施行令第1条 第1項第3号 前 段																																																																														
区域別	人口	住家減失世帯																																																																																	
宮城県	2,301,996	—	2,000	9,000																																																																															
仙台市	1,096,704	150	75	「多数」																																																																															
青葉区	311,590	150	75																																																																																
宮城野区	196,732	100	50																																																																																
若林区	141,475	100	50																																																																																
太白区	234,758	100	50																																																																																
泉区	212,149	100	50																																																																																
P171 第1部 第2章 第23節 災害警備活動・交通規制計画	2. 交通規制及び交通秩序の維持 (中略) (1) (略) (2) 交通規制 ア 基本方針 ①～② (略) ③ 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出規制 (中略) ④～⑤ (略) イ (略) ウ 交通規制の手段・方法 交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、 ロープ、柵等の物理的な手段を活用して 行う。 エ～キ (略) (3) 緊急通行車両の確認 (中略)	2. 交通規制及び交通秩序の維持 (中略) (1) (略) (2) 交通規制 ア 基本方針 ①～② (略) ③ 高速自動車国道及び自動車専用道路からの流出規制 (中略) ④～⑤ (略) イ (略) ウ 交通規制の手段・方法 交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則第5条別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により行う。 エ～キ (略) (3) 緊急通行車両の確認 (中略) ア (略)	記載の適正化 記載の適正化																																																																																

旧頁	旧	新	備考																												
	<p>ア (略)</p> <p>イ 申出事項 緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。</p> <p>① 車両番号標に表示されている番号</p> <p>② 車両の用途 (輸送人員又は品名)</p> <p>③ 使用者の住所、氏名</p> <p>④ 輸送日時</p> <p>⑤ 輸送経路 (出発地、経由地及び目的地名)</p> <p>⑥ その他参考事項 (事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出)</p> <p>ウ 標章等の交付 警察署長 (交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む) が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の確認標章及び確認証明書を交付する。</p>	<p>イ 申出事項 緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。</p> <p>① 番号標に表示されている番号</p> <p>② 車両の用途 (輸送人員又は品名)</p> <p>③ 使用者の住所、氏名</p> <p>④ 通行日時</p> <p>⑤ 通行経路 (出発地、目的地)</p> <p>⑥ その他参考事項 (事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出)</p> <p>ウ 標章等の交付 警察署長 (交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む) が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の確認標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>																												
<p>P184 第1部 第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画</p>	<p>8. 応急給水補完対策 [環境部、各部、区本部]</p> <p>主に生活用水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 井戸水の活用 災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保が重要である。災害時における地域の生活用水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 9 月 30 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>133</td> <td>44</td> <td>48</td> <td>35</td> <td>22</td> <td>282</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	133	44	48	35	22	282	<p>8. 応急給水補完対策 [環境部、各部、区本部]</p> <p>主に生活用水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 井戸水の活用 災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保が重要である。災害時における地域の生活用水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和 <u>3</u> 年 9 月 30 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>133</td> <td>46</td> <td>51</td> <td>34</td> <td>29</td> <td>293</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	133	46	51	34	29	293	<p>最新の情報に更新</p>
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	133	44	48	35	22	282																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	133	46	51	34	29	293																									
<p>P188 第1部 第2章 第29節 ガス施設災害応急計画</p>	<p>1. 災害時の要員確保 「仙台市ガス局災害対策要綱」により、被害状況に応じた配備をとる。。 なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「非常事態における応援要綱」(日本ガス協会)に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行う ほか、 仙台ガス工事協同組合を通じるなどして、仙台市が公認するガス工事人各社へ応援を要請する。</p>	<p>1. 災害時の要員確保 「仙台市ガス局災害対策要綱」により、被害状況に応じた配備をとるとともに、<u>必要に応じて仙台ガス工事協同組合を通じるなどして、仙台市が公認するガス工事人各社へ応援を要請する。</u> なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「非常事態における応援要綱」(日本ガス協会)に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行う。</p>	<p>応援要請に係る時系列の整理に伴う修正</p>																												

旧頁	旧	新	備考																									
P206 第1部 第2章 第34節 農林水産業 対策計画	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林土木班</td> <td> (整備係) ・農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関する事 ・被害防止広報に関する事 (林務係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・被害防止広報に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(略)	(略)	農林土木班	(整備係) ・農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関する事 ・被害防止広報に関する事 (林務係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・被害防止広報に関する事	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林土木班</td> <td> (整備係・<u>管理係</u>) ・農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関する事 ・被害防止広報に関する事 (林務係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・被害防止広報に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(略)	(略)	農林土木班	(整備係・ <u>管理係</u>) ・農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関する事 ・被害防止広報に関する事 (林務係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・被害防止広報に関する事	体制の変更に伴う修正													
実施機関	担当業務																											
(略)	(略)																											
農林土木班	(整備係) ・農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関する事 ・被害防止広報に関する事 (林務係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・被害防止広報に関する事																											
実施機関	担当業務																											
(略)	(略)																											
農林土木班	(整備係・ <u>管理係</u>) ・農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関する事 ・被害防止広報に関する事 (林務係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・被害防止広報に関する事																											
P213 第1部 第2章 第35節 民生安定のための緊急 措置に関する 計画	<p>4. 社会福祉資金の貸付〔仙台市社会福祉協議会〕</p> <p>(中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>貸付限度額</th> <th>利 子</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉資金</td> <td>15万円以内</td> <td>無利子</td> <td>30か月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	名 称	貸付限度額	利 子	貸付期間	社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内	<p>4. 社会福祉資金の貸付〔仙台市社会福祉協議会〕</p> <p>(中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>貸付限度額</th> <th>利 子</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉資金</td> <td>15万円以内</td> <td>無利子</td> <td>30か月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	名 称	貸付限度額	利 子	償還期間	社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内	記載の適正化									
名 称	貸付限度額	利 子	貸付期間																									
社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内																									
名 称	貸付限度額	利 子	償還期間																									
社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内																									
P213 第1部 第2章 第35節 民生安定のための緊急 措置に関する 計画	<p>6. 災害見舞金の支給〔健康福祉部、区本部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 支給対象 市内に住所を有する者の世帯で、災害救助法の適用を受けない小規模災害により住家に全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水又は消火冠水のいずれかの被害を受けた者</p> <p>(2) 見舞金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の区分</th> <th>世帯の類型</th> <th>被災人員数</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全焼、全壊、流失</td> <td>準世帯</td> <td></td> <td>1人当たり2万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>1人</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>2人～4人 5人以上</td> <td>5万円 7万円</td> </tr> <tr> <td>半焼、半壊、床上浸水</td> <td>準世帯</td> <td></td> <td>1人当たり1万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の区分	世帯の類型	被災人員数	支給額	全焼、全壊、流失	準世帯		1人当たり2万円	その他	1人	3万円	2人～4人 5人以上	5万円 7万円	半焼、半壊、床上浸水	準世帯		1人当たり1万円	<p>6. 災害見舞金の支給〔健康福祉部、区本部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 支給対象 市内に住所を有する者の世帯で災害により、<u>住家に全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水又は消火冠水のいずれかの被害を受けた者。ただし、被災者生活再建支援金又は、災害救助法に基づく住宅の応急修理を受けたものは除く。</u></p> <p>(2) 見舞金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の区分</th> <th>世帯の類型</th> <th>被災人員数</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊、流失</td> <td>準世帯</td> <td></td> <td>1人当たり2万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の区分	世帯の類型	被災人員数	支給額	全焼、全壊、流失	準世帯		1人当たり2万円	仙台市災害見舞金支給要綱の改正に伴う修正
被害の区分	世帯の類型	被災人員数	支給額																									
全焼、全壊、流失	準世帯		1人当たり2万円																									
	その他	1人	3万円																									
		2人～4人 5人以上	5万円 7万円																									
半焼、半壊、床上浸水	準世帯		1人当たり1万円																									
被害の区分	世帯の類型	被災人員数	支給額																									
全焼、全壊、流失	準世帯		1人当たり2万円																									

旧頁	旧				新				備考						
	又は消火冠水	その他	1人 2人～4人 5人以上	1万円 3万円 5万円		その他	1人 2人～4人 5人以上	3万円 5万円 7万円							
	※ 準世帯とは、寄宿舍、寮、下宿、入所施設等に居住している者の世帯で一般の独立世帯と同一に扱うことが不適当なものとする。				半焼、 <u>大規模半壊</u> 、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、床上浸水又は消火冠水	準世帯 その他	1人 2人～4人 5人以上	1人当たり1万円 1万円 3万円 5万円	※ 準世帯とは、寄宿舍、寮、下宿、入所施設等に居住している者の世帯で一般の独立世帯と同一に扱うことが不適当なものとする。						
P218 第1部 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画	17. 市立幼稚園保育料の減免〔教育部、幼稚園〕 災害により、著しい損害を受けた場合、仙台市学校条例等の定めるところにより、保育料を減免することができる。 <table border="1" data-bbox="409 737 1089 871"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋が全壊した場合</td> <td>保育料の全額</td> </tr> <tr> <td>家屋が2分の1以上損壊した場合</td> <td>保育料の半額</td> </tr> </tbody> </table>				損害程度	減免額	家屋が全壊した場合	保育料の全額	家屋が2分の1以上損壊した場合	保育料の半額	<u>(削除)</u>				令和元年から幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴う修正
損害程度	減免額														
家屋が全壊した場合	保育料の全額														
家屋が2分の1以上損壊した場合	保育料の半額														
P221 第1部 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画	24. 罹災証明書等の発行〔財政部、消防部、区本部〕 (1) 罹災証明書（火災以外の原因に起因するもの） （中略） ア（略） イ 判定基準 内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））を参考として本市において定める「建物被害調査のポイント」に基づき建物被害調査を実施し、被害程度の判定を行う。 （略）				24. 罹災証明書等の発行〔財政部、消防部、区本部〕 (1) 罹災証明書（火災以外の原因に起因するもの） （中略） ア（略） イ 判定基準 内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））を参考として本市において定める「建物被害調査のポイント」に基づき建物被害調査を実施し、被害程度の判定を行う。 （略）				災害に係る住家の被害認定基準運用指針の見直しに伴う修正						
P222 第1部 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画	25. 被災者台帳の作成及び活用（被害が甚大な場合）〔災対本部事務局、まちづくり政策部〕 （中略） (1) 被災者台帳に記録する情報 ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 カ 援護の実施の状況 <u>(新規)</u>				25. 被災者台帳の作成及び活用（被害が甚大な場合）〔災対本部事務局、まちづくり政策部〕 （中略） (1) 被災者台帳に記録する情報 ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 カ 援護の実施の状況				災害対策基本法第90条の3等で示される被災者台帳に記載又は記録する事項の						

旧頁	旧	新	備考
	<p>キ 電話番号その他連絡先</p> <p>ク 世帯の構成</p> <p>ケ 罹災証明書の交付の状況</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>コ その他被災者の援護の実施に関し必要と認める事項</p> <p>サ マイナンバー</p> <p>(2) 被災者台帳の活用 区本部及び各部において被災者の情報や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に登録し、総合的かつ効率的な被災者の各種支援に活用する。</p> <p>キ 特に被害が甚大であり、被災者支援基礎情報システムの稼働が必要と認められる場合には、まちづくり政策部が当該システムを稼働させ、区本部及び各部において情報を登録し、被災者の各種支援に活用する。</p>	<p>キ <u>要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</u></p> <p>ク 電話番号その他連絡先</p> <p>ケ 世帯の構成</p> <p>コ 罹災証明書の交付の状況</p> <p>サ <u>市長が台帳情報を本市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</u></p> <p>シ <u>前項に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</u></p> <p>ス <u>マイナンバー</u></p> <p>セ <u>その他被災者の援護の実施に関し必要と認める事項</u></p> <p>(2) 被災者台帳の活用 区本部及び各部において被災者の情報や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に登録し、<u>必要に応じて他市町村等への情報提供を行うことにより</u>、総合的かつ効率的な被災者の各種支援に活用する。</p> <p>ソ 特に被害が甚大であり、被災者支援基礎情報システムの稼働が必要と認められる場合には、まちづくり政策部が当該システムを稼働させ、区本部及び各部において情報を登録し、被災者の各種支援に活用する。</p>	<p>追加</p> <p>災害対策基本法施行規則第8条の5第4号及び第5号を根拠とした被災者台帳の活用について記載を追記</p>
<p>P242 第2部 第2章 第3節 航空災害対策</p>	<p>1. 仙台空港及びその周辺における災害協定等 航空機は燃料として大量の引火性液体を搭載していることから、トラブルの発生により、地上に墜落、炎上等の事故が発生した場合、燃焼は急激に拡大することが予想され、また、広域にわたる多数の住民を巻き込んだ人命危険が高い。</p> <p>本市は、平成28年6月に、仙台国際空港株式会社、名取市、岩沼市と「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」を締結し、市有消防力をもって消火救難活動に協力することとしている。</p> <p>[訓練の実施等] 空港及びその周辺における航空機に関する火災、若しくは、空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態に際して、円滑な消火救難活動を確保するため仙台国際空港株式会社、仙台市消防局、名取市消防本部、岩沼市消防本部、宮城県、宮城県警察本部、仙台市医師会、名取・岩沼市医師会、亘理郡医師会、日本赤十字社宮城県支部、その他空港関係機関と緊密な連携のもとに、航空機事故対策訓練を毎年実施している。</p>	<p>1. 仙台空港及びその周辺における災害協定等 航空機は燃料として大量の引火性液体を搭載していることから、トラブルの発生により、地上に墜落、炎上等の事故が発生した場合、燃焼は急激に拡大することが予想され、また、広域にわたる多数の住民を巻き込んだ人命危険が高い。</p> <p>本市は、<u>令和3年3月</u>に、仙台国際空港株式会社、名取市、岩沼市、<u>亘理地区行政事務組合</u>と「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」を締結し、市有消防力をもって消火救難活動に協力することとしている。</p> <p>[訓練の実施等] 空港及びその周辺における航空機に関する火災、若しくは、空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態に際して、円滑な消火救難活動を確保するため仙台国際空港株式会社、仙台市消防局、名取市消防本部、<u>あぶくま消防本部</u>、岩沼市消防本部、宮城県、宮城県警察本部、仙台市医師会、名取・岩沼市医師会、亘理郡医師会、日本赤十字社宮城県支部、その他空港関係機関と緊密な連携のもとに、航空機事故対策訓練を毎年実施している。</p>	<p>岩沼市、亘理町、山本町の消防広域化による再締結のため修正</p> <p>岩沼市、亘理町、山本町の消防広域化に伴う修正</p>
<p>P251 第2部</p>	<p>3. 災害の応急対策 (1) 防災管理組織</p>	<p>3. 災害の応急対策 (1) 防災管理組織</p>	

旧頁	旧	新	備考
<p>第2章 第4節 鉄道災害対策</p> <p>P251 第2部 第2章 第4節 鉄道災害対策</p>	<p>(中略)</p> <p>ア 組織 (仙台市交通局災害対策要綱による3号配備指令時)</p> <p>仙台市災害対策本部</p> <p>交通局総合災害対策本部 本部長 管理者 副本部長 次長、次長(地下鉄担当)兼鉄道管理部長、次長(地下鉄担当)兼鉄道技術部長</p> <p>総務財政部 部長 総務部長 副本部長 総務課長</p> <p>自動車部 現場災害対策本部 本部長 自動車部長 副本部長 業務課長</p> <p>高速鉄道 現場災害対策本部 本部長 次長(地下鉄担当) 兼鉄道管理部長 副本部長 次長(地下鉄担当) 兼鉄道技術部長</p> <p>鉄道管理部 現場災害対策部 部長 営業課長 副本部長 総合調整担当課長 総合指令所長</p> <p>鉄道技術部 現場災害対策部 部長 施設課長 副本部長 総合指令所長</p> <p>班長 副班長</p> <p>情報連絡班 総務課長 総務課総務係長 " 人事係長</p> <p>庶務広報班 経営企画課長 経営企画課企画係長 " 営業推進係長 " icca事業係長</p> <p>福利厚生班 総務課長 総務課労務係長</p> <p>財政班 財務係長 財務課会計係長</p> <p>営繕対策班 財務課長 財務課契約管財係長</p> <p>燃料対策班 財務課長 財務課契約管財係長</p> <p>情報連絡班 業務課長 業務課庶務係長</p> <p>路線広報班 業務課長 業務課指導係長</p> <p>輸送対策班 輸送課長 輸送課運行計画係長</p> <p>施設対策班 輸送課長 輸送課管理係長</p> <p>車両対策班 整備課長 整備課管理係長 " 整備係長</p> <p>営業所班 営業所長 営業所主幹</p> <p>情報連絡班 営業課長 営業課管理係長 " 安全指導係長 " 調整係長</p> <p>営業対策班 駅務サービスマスター 駅務サービスマスター(職業務監督・指導担当) " 仙台管区駅長 " 勾当管区駅長 " 東西線管区駅長</p> <p>輸送対策班 運転課長 運転課運転係長 " 富沢乗務区長 " 荒井乗務区長 総合指令所運転指令区長</p> <p>情報連絡班 施設課長 施設課計画係長 総合指令所設備指令区長</p> <p>車両対策班 車両課長 車両課車両係長 " 技術係長 富沢管理事務所車両検修係長 荒井管理事務所車両検修係長</p> <p>軌道対策班 富沢管理事務所長 富沢管理事務所軌道土木係長 荒井管理事務所長 荒井管理事務所軌道土木係長</p> <p>電気対策班 電気課長 電気課信号係長 " 情報通信係長 " 変電係長 " 電路係長</p> <p>営繕対策班 富沢管理事務所長 施設課建築設備係長 荒井管理事務所長 富沢管理事務所施設管理係長 荒井管理事務所施設管理係長</p> <p>イ (略)</p>	<p>(中略)</p> <p>ア 組織 (仙台市交通局災害対策要綱による3号配備指令時)</p> <p>仙台市災害対策本部</p> <p>交通局総合災害対策本部 本部長 管理者 副本部長 次長</p> <p>総務財政部 部長 総務部長 副本部長 総務課長</p> <p>自動車部 現場災害対策本部 本部長 自動車部長 副本部長 業務課長</p> <p>高速鉄道 現場災害対策本部 本部長 次長(地下鉄担当) 副本部長 鉄道管理部長 鉄道技術部長</p> <p>鉄道管理部 現場災害対策部 部長 鉄道管理部長 副本部長 営業課長 総合指令所長</p> <p>鉄道技術部 現場災害対策部 部長 施設課長 副本部長 総合指令所長</p> <p>班長 副班長</p> <p>情報連絡班 総務課長 総務課総務係長 " 人事係長</p> <p>庶務広報班 経営企画課長 経営企画課企画係長 " 営業推進係長 " icca事業係長</p> <p>福利厚生班 総務課長 総務課労務係長</p> <p>財政班 財務係長 財務課会計係長</p> <p>営繕対策班 財務課長 財務課契約管財係長</p> <p>燃料対策班 財務課長 財務課契約管財係長</p> <p>情報連絡班 業務課長 業務課庶務係長</p> <p>路線広報班 業務課長 業務課指導係長</p> <p>輸送対策班 輸送課長 輸送課運行計画係長</p> <p>施設対策班 輸送課長 輸送課管理係長</p> <p>車両対策班 整備課長 整備課管理係長 " 整備係長</p> <p>営業所班 営業所長 営業所主幹</p> <p>情報連絡班 営業課長 営業課管理係長 " 調整係長 安全推進課長 安全推進課安全推進係長</p> <p>営業対策班 駅務サービスマスター 駅務サービスマスター(職業務監督・指導担当) " 駅務係長 " 仙台管区駅長 " 勾当管区駅長 " 東西線管区駅長</p> <p>輸送対策班 運転課長 運転課運転係長 " 富沢乗務区長 " 荒井乗務区長 総合指令所運転指令区長</p> <p>情報連絡班 施設課長 施設課計画係長 総合指令所設備指令区長</p> <p>車両対策班 車両課長 車両課車両係長 " 技術係長 富沢管理事務所車両検修係長 荒井管理事務所車両検修係長</p> <p>軌道対策班 富沢管理事務所長 富沢管理事務所軌道土木係長 荒井管理事務所長 荒井管理事務所軌道土木係長</p> <p>電気対策班 電気課長 電気課信号係長 " 情報通信係長 " 変電係長 " 電路係長</p> <p>営繕対策班 富沢管理事務所長 施設課建築設備係長 荒井管理事務所長 富沢管理事務所施設管理係長 荒井管理事務所施設管理係長</p> <p>イ (略)</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>P254 第2部 第2章 第4節 鉄道災害対策</p>	<p>(2) 通報連絡</p> <p style="text-align: center;">＜災害時の緊急連絡体制＞</p> <p>※ 連絡手段については、列車無線、指令電話、業務電話、構内 PHS、NTT 回線等を使用</p>	<p>(2) 通報連絡</p> <p style="text-align: center;">＜災害時の緊急連絡体制＞</p> <p>※ 連絡手段については、列車無線、指令電話、業務電話、構内 PHS、NTT 回線等を使用</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>